

鎌倉市選挙管理委員会 第 1285 号

令和7年(2025年)10月15日

鎌倉市議会議員

中澤 克之 様

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 奥津 淑



文書による質問への回答について

令和7年(2025年)10月1日付でご依頼のありました件につきまして、別紙のとおり、ご回答致します。

事務担当は、鎌倉市選挙管理委員会事務局

内線：2471



議会受付番号	文書質問第 12 号
質問者	津野てるひさ 議員
答弁する者	選挙管理委員会委員長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 12 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市の選挙に於いて、入場券を持参しなくても投票は出来る旨がホームページで掲載されており実際に運用されている。

同様の運用を行った神奈川県綾瀬市では令和 6 年 10 月 27 日の衆議院議員総選挙に於いて、期日前投票に訪れた投票権のない外国籍の別人へ投票用紙を交付し、投票が有効と処理された事件がありました。

- (1) 入場券、本人確認書類の提示が無くても投票用紙、投票の機会を得ることが可能な仕組みを何故運用しているのか。
- (2) 民主主義の根幹である選挙制度を厳密に行う為、入場券の持参、身分証の提示をもって本人確認し投票用紙を交付する運用に変更する意思はあるか。
- (3) 令和 7 年 10 月 26 日投開票の鎌倉市長選挙では、どのような運用方法を考えているのか。
- (4) 引き続き現行の運用で対応する場合に間違いや、なりすまし等を防ぐ手立てをどのように講じるのか。

2 質問の理由

現行の運用では綾瀬市での事件が鎌倉市でも発生する可能性、また他人に成りすます投票も否定できない。

有権者にとっては不正選挙を想起させ、政治不信や政治離れを招き投票へ行かない選択肢に繋がると考える。

現行の運用方法の目的を改めてお聴きし、ミスやなりすましの防止に必要な措置をお願いしたい。

3 答弁を求める者

選挙管理委員会委員長

4 答弁

(1) に対する答弁

質問：入場券、本人確認書類の提示が無くても投票用紙、投票の機会を得ることが可能な仕組みを何故運用しているのか。

答弁： 投票所における本人確認に関して、公職選挙法では本人確認書類の提示を求めることは規定されておりません。

よって、現状選挙人が持参した投票所入場券（以下、「入場券」といいます。）と選挙人名簿との対照と併せて、選挙事務従事者から選挙人に対し、本人かどうかの声掛けによる本人確認を行っております。

また入場券を持たない場合には氏名、住所等の確認や、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類を提示いただくことなどにより本人確認を行っております。

(2) に対する答弁

質問：民主主義の根幹である選挙制度を厳密に行う為、入場券の持参、身分証の提示をもって本人確認し投票用紙を交付する運用に変更する意思はあるか。

答弁： 現行の本人確認は国等の指導に基づき行っているところであり、今後、法改正等により制度が見直されれば、これに則り運用を変えることになります。

なお、当委員会では、投票の際に選挙人自らの身分を証する書類の提示等を義務化する公職選挙法の改正要望を令和6年12月に関係機関あて提出したことを申し添えます。

(3) に対する答弁

質問：令和7年10月26日投開票の鎌倉市長選挙では、どのような運用方法を考えているのか。

答弁：(1)の答弁のとおり行うこととなります。

(4) に対する答弁

質問：引き続き現行の運用で対応する場合に間違いや、なりすまし等を防ぐ手立てをどのように講じるのか。

答弁： なりすまし等の防止については、本人確認の際、単に入場券に頼ることなく容姿などを見比べること、必要に応じ本人確認書類の提示を求めることとしております。